

計画改定のポイント

- 1 平成27年度（2015年度）の改定以降の第4次総合計画、第3次環境基本計画などの上位計画の策定や社会動向などを踏まえて改定。
- 2 温室効果ガス排出量の目標を設定（第3次環境基本計画に基づく）
 市域の温室効果ガス排出量 平成25年度（2013年度）比 50%削減
 ※市域の年間エネルギー消費量の目標値（13.1PJ）から、2030年における温室効果ガス排出係数0.37kg-CO₂/kWhとして算出。（実質43.3%削減）
- 3 長期目標の設定
 2050年までに市域の年間温室効果ガス排出量の80%削減を目指す。
 （前計画は、75%以上削減、国は80%削減、大阪府はゼロを目指す。）
- 4 「気候変動適応法」第12条において自治体に策定の努力が求められる「地域気候変動適応計画」を作成し、本計画の中で位置付ける。

計画期間



目標

■本計画の目標

令和10年度（2028年度）までに、市域の年間温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で50%以上削減する。

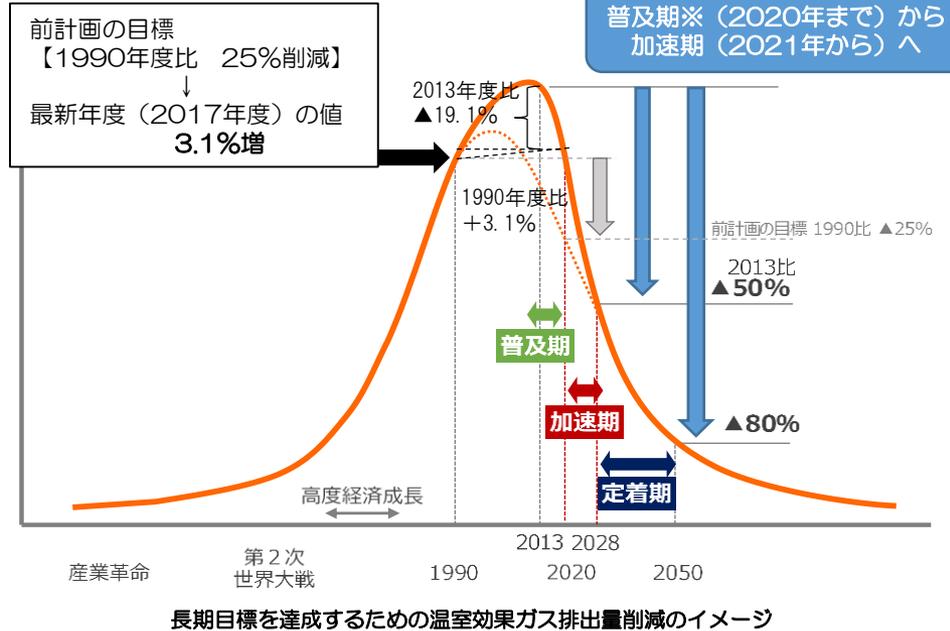
■本計画の目標

2050年までに市域の年間温室効果ガス排出量の80%削減を目指す。

■エネルギー消費量に係る目標

- ① 市域の年間エネルギー消費量を、令和10年度（2028年度）までに13.1PJ以下にする。
- ② 市域の家庭部門における市民1人あたりの年間エネルギー消費量を、令和10年度（2028年度）までに8.2GJ以下にする。
- ③ 市域の業務部門における従業員1人あたりの年間エネルギー消費量を、令和10年度（2028年度）までに25.6GJ以下にする。

長期目標を達成するための基本戦略



施策の展開

重点施策	RE100の推進	低炭素な暮らしと経済活動のしくみづくり	気候変動への適応
施策の体系（施策の分野）	（施策の柱）		
緩和策	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルや事業活動の転換促進 ・省エネルギー機器などの導入促進 ・再生可能エネルギーの導入拡大 ・廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進 		
適応策	<ul style="list-style-type: none"> ・暑熱環境対策の推進 ・気候変動による大規模災害対策の推進 		
環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での環境教育（エコスクール）の推進 ・地域における環境教育の推進 		
面的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全、整備 ・自動車に過度に依存しない交通環境整備 ・環境に配慮した開発事業の誘導 		